

ワイヤレス人材育成のための アマチュア無線の活用等に係る制度改革について①

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

JARL会員の皆様には、日頃から総務省の情報通信行政に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。この場をお借りしまして、改めまして感謝申し上げます。

この度、令和5年3月に公布されました「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る制度改革」につきまして御紹介させていただく機会をいただきましたので、制度の概要等について御紹介させていただきます（今回は、令和5年3月に施行された内容を中心に御紹介させていただきます）。

1. はじめに

アマチュア無線は、無線を使ったコミュニケーションと技術探求の趣味として、子どもからシニア世代まで幅広い方が楽しむことができるものであり、また、無線通信技術の中でも一番身近に触れることができることから、入門レベルのIoTやワイヤレス技術の知見を「体感的に」身につけることができるものと言われております。

今後、ますます電波の重要性が高まっていく中で、将来の技術研究・開発に携わる人材の裾野拡大は喫緊の課題です。アマチュア無線を活用したワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組に大きな

期待が寄せられており、アマチュア無線を「ゆりかご」に、電波の楽しさ・大切さ・使う責任を学び、協調性や感覚的に電波の伝わり方を身につけた青少年が、将来グローバルに活躍する技術者・研究者へと育ていくことが期待されております。

JARL高尾会長様も、常日頃から「JARLは、これまでも次世代を担う青少年層の育成に積極的に取り組んできており、アマチュア無線家による草の根の活動が我が国の技術者の人材育成に貢献してきた。さらにその取組を拡大するため、ワイヤレス人材育成の観点でアマチュア無線の制度の大幅な見直しが必要。」と熱く語られていたとお伺いしており、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるというテーマは、広く支持されているものと考えております。

今後とも、JARL会員の皆様により、今回の制度改革を十分に生かした様々な取組で、アマチュア無線界をリードしていただけるものと期待しております。

2. これまでの主な経緯等

今回の制度改革は、JARL様から、令和2年12月に行われた「デジタル変革時代の電波政策懇談会※」の検討課題に関する意見募集に「技術者の人材育成や無線技術の実験・研究開発の促進を見据えたアマチュア無線の制度緩和が必要」との御意見をいただいたことをきっかけに議論、検討が始まりました。

※デジタル変革時代の電波政策懇談会（座長：三友仁志早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）：令和2年11月から開催

令和3年8月には本懇談会において報告書が取りまとめられ、「アマチュア無線を活用したワイヤレス人材の育成」が織り込まれることとなりました。具体的には、今回の改正の主要事項ともなっている、無線従事者資格取得から無線局の開設・運用までの手続迅速化などアマチュア無線をより活用しやすい制度・環境の実現（制度改革では、体験機会の拡大、無線従事者免許と無線局免許の同時申請、一括表示記号の導入、適合表示無線設備の手続簡素化、アマチュア局特定附属



令和 2 年 11 月	デジタル変革時代の電波政策懇談会開催
令和 2 年 12 月	デジタル変革時代の電波政策懇談会・検討課題に関する意見募集 ・JARL様「技術者の人材育成や無線技術の実験・研究開発の促進を見据えたアマチュア無線の制度緩和が必要」
令和 3 年 7 月	デジタル変革時代の電波政策懇談会・報告書(案)に対する意見募集 ・報告書案に「アマチュア無線を活用したワイヤレス人材の育成」が織り込まれる。無線従事者資格取得から無線局の開設・運用までの手続迅速化などアマチュア無線をより活用しやすい制度・環境の実現(注1)や教育・研究活動でのアマチュア無線の活用(注2)などについて検討を進める必要があるとされる。 (注1) 制度改正では、体験機会の拡大、無線従事者免許と無線局免許の同時申請、一括表示記号の導入、適合表示無線設備の手続簡素化、アマチュア局特定附属装置や特例様式などにより対応。 (注2) 制度改正では、体験機会の拡大や教育・研究活動で活用できることの明確化などにより対応。
令和 3 年 8 月	デジタル変革時代の電波政策懇談会・報告書及び意見募集の結果の公表 ・意見募集の結果に「代表的なアマチュア無線家団体に検討に御参画いただき、その具体的な御意見等を踏まえて、有識者や関係者による検討会を開催して議論していくことが考えられる。」と示される。
令和 4 年 1 月	ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線アドバイザーボード開催 ・JARL高尾会長様に構成員として御参画いただき、第1回会合でアマチュア無線界を代表して御意見を表明いただく。
令和 4 年 8 月	「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用に関する提言」の公表
令和 4 年 11 月	ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る制度改正案・意見募集
令和 5 年 2 月	制度改正案 電波監理審議会諮問・答申／意見募集結果公表
令和 5 年 3 月	公布・一部施行（体験制度など）
令和 5 年 9 月	一部施行予定（同時申請、一括表示記号、適合表示無線設備の手続簡素化、アマチュア局特定附属装置、特例様式、いわゆるバンドプランなど）

- 総務省ウェブサイト「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線アドバイザーボード」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/wirelessjinzai_at/index.html

※提言のほか、JARL様からの意見書、会合の配付資料や議事録（議事要旨）についても公開されており、資料にはアマチュア無線界を取り巻く各種のデータも掲載されています。

装置や特例様式などにより対応）や教育・研究等でのアマチュア無線のより一層の活用（制度改正では、体験機会の拡大や教育・研究活動で活用できることの明確化などにより対応）について検討を進める必要があるとされました。また、報告書案の意見募集の結果においては、同懇談会より「検討に当たっては、代表的なアマチュア無線家団体に検討に御参画いただき、その具体的な御意見等を踏まえて、有識者や関係者による検討会を開催して議論していくことが考えられる」との考え方が示されました。

こうした状況の中、代表的なアマチュア無線家団体であるJARLの高尾会長様をはじめとするアマチュア無線関係者や、無線通信、電波政策や電波法制の学識経験者、産業界など幅広い分野の有識者により、令和4年1月から「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線アドバイザーボード」（座長：藤井威生電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授）が開催され、第1回会合では、構成員として参画したJARL高尾会長様から、代表的なアマチュア無線家団体として、我が国のアマチュア無線において解決すべき課題について、短

期的に解決されるべき課題にこだわらず、中長期的、将来的なものも含めて幅広い御意見を御提出いただきました。全7回の会合において、JARL高尾会長様から提出された御意見等をはじめとする議論、検討が行われ、同年（令和4年）8月には同アドバイザーボードにより「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用に関する提言」が取りまとめられました。

その後、総務省において同提言の内容を参考としてその可否も含めて具体的な検討を行い、同年（令和4年）11月から同提言等に基づく「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る制度改正案」の意見募集を行いました。さらに、令和5年2月、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための、アマチュア無線の体験機会の拡大、デジタル化の推進、制度の明確化や簡素合理化、免許手続の迅速化等の改正省令案について電波監理審議会に諮問、答申を受け、意見募集の結果とともに公表しました。

こうして2年半に及ぶ議論、検討の結果、この3月に改正省令等を公布したものです。〔資料1〕

▽JARL Web「総務省「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る制度改正案に対する意見募集」の結果公表
https://www.jarl.org/Japanese/2_Joho/News2023/2023_news-2.htm#0209



- アマチュア無線や電波の楽しさ・大切さ・使う責任を知る・学ぶ体験機会を拡大するため、アマチュア局の免許人の責任をより明確化した上で、**アマチュア無線有資格者(無線従事者)の監督の下で無資格者(体験者)がアマチュア無線を体験できるようにします。**
- 科学技術やワイヤレス技術に対する理解と関心を深めるとともに、アマチュア無線や電波に興味・関心をもってもらうことにつながり、ワイヤレス人材育成の裾野が広がります。

○アマチュア無線の交信体験（体験運用）の例



○体験者の方にお伝えする交信体験3つのルール

1. アマチュア無線家の方が立ち会って、教えてもらいながらアマチュア無線の操作をします。（モールス符号による通信はできません。）
2. 交信の始まりと終わりの操作は、アマチュア無線家の方がします。
3. その他にもルールがあります。アマチュア無線家の方の指示を守って交信体験を楽しんでください。

※既に開設しているアマチュア局であれば、手続は必要ありません。
 ※体験者の方の年齢制限はありません。
 ※アマチュア無線家の方と体験者の方の人間関係の制限（親子や先生と生徒など）はありません。



アマチュア無線家向け 交信体験（体験運用）7つのルール

- ①ご自身が開設または構成員となっているアマチュア無線局を使用すること。
- ②アマチュア無線家の方の監督（指揮・立会い）の下で、体験者（無資格者）が無線設備の操作を行うものであること。
- ③科学技術に対する理解と関心を深めることを目的として、一時的に行われるものであること。
- ④監督するアマチュア無線家の方が行うことができる無線設備の操作の範囲内であること。モールス符号による通信操作の交信体験はできません。
- ⑤連絡の設定及び終了に関する通信操作は、アマチュア無線家の方が行うこと。
- ⑥体験者は、電波法又は放送法の法令違反者でないこと。
- ⑦監督するアマチュア無線家の方は、体験者が無線技術に対する理解と関心を深めるとともに、無線設備の操作に関する知識及び技能を習得できるよう、適切な働きかけに努めること。

体験者の方にアマチュア無線を楽しんでいただきましょう！

※アマチュア無線家：アマチュア無線局免許人（無線従事者）のことです。

3. 謝辞

今回の制度改正の議論や検討が円滑かつ効率的・効果的に進められた背景には、JARL高尾会長様からアマチュア無線界全体を見通し、ポイントを絞り、一般の方にとっても分かりやすく適切な御意見を電波政策懇談会やアドバイザーボードへ適宜、適切に御提出いただいたこと、また、JARL様をはじめとするアマチュア無線界の関係者から立場を越えて御尽力や御協力をいただいたこと、さらには、ワイヤレス人材育成をテーマに電波政策懇談会やアドバイザーボードの構成員から貴重な御意見をいただいたことがあったものと存じます。今回の改正のように、質または量の観点で大きな制度改正となる場合は、公平・中立かつ専門的な見地から、慎重に、かつ、しっかりとした幅広い議論や検討が欠かせないものと考えておりますが、今回の制度改正の議論や検討では、本当に多くの方の御尽力と御協力に支えられてきたものと考えております。

改めて、これまでの関係者の皆様の御尽力と御協力に、深く感謝の意を表します。



4. アマチュア無線の交信体験制度(体験運用)

アマチュア無線有資格者が自ら開設または構成員となっているアマチュア局を使用して、いつでも・どこでも・だれでも、アマチュア無線有資格者の監督（指揮・立会い）の下で体験者（無資格者）がアマチュア無線の交信体験（体験運用）をすることができるようになりました。

アマチュア無線は、無線・電波を使ったコミュニケーションと技術探求の趣味であり、多くの方が、国内・海外との交信や無線通信技術への興味による通信にチャレンジされておりますが、アマチュア無線の交信体験（体験運用）により、アマチュア無線や電波の楽しさ・大切さ・使う責任を知る・学ぶことができ、科学技術やワイヤレス技術に対する理解と関心を深めることができます。この交信体験を「きっかけ」に、グローバルに活躍する将来の技術者・研究者が育っていくことが期待されています。



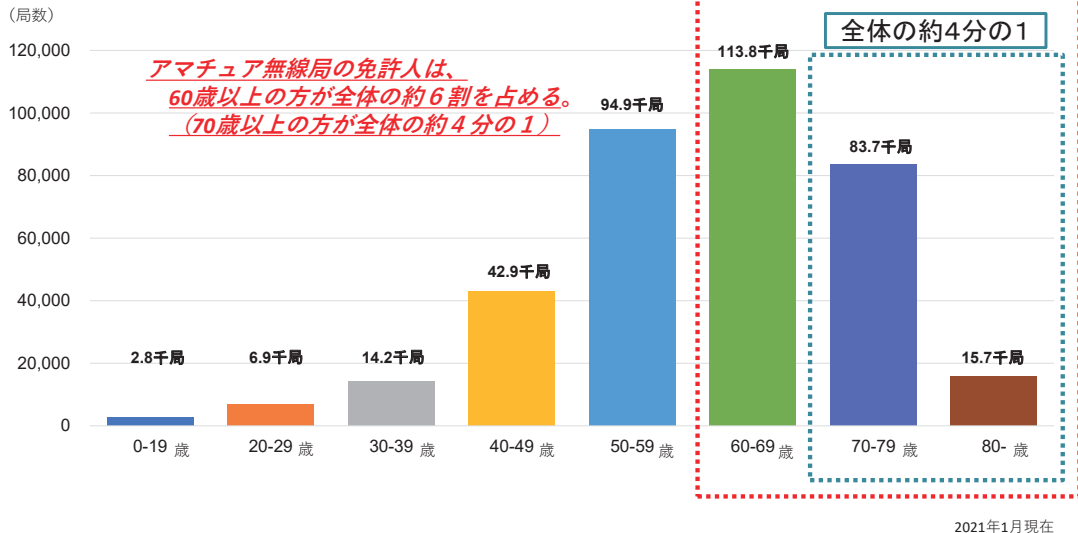
「体験」は興味や関心を持つことの「きっかけ」となるものであり、アマチュア無線を体験することにより、

アマチュア無線局免許人の年代分布

資料3

○ アマチュア局の免許人は、60歳以上の方が全体の約6割を占めます（70歳以上の方が全体の約4分の1）。

○アマチュア無線局免許人の年代分布



科学技術や無線技術に対する理解と関心を深めるとともに、アマチュア無線に興味や関心を持つ「きっかけ」をつくることのできるものです。ぜひこの機会に、多くの方にアマチュア無線の世界を体験していただき、アマチュア無線を楽しんでいただきましょう。



これまでアマチュア無線の体験制度には、家庭や学校でのアマチュア無線体験運用、アマチュア無線体験局、国際宇宙ステーションとのアマチュア無線体験局（ARISS局）の3つの制度がありましたが、今後は、すべて新たな制度により行うことができます。家庭や学校でのアマチュア無線体験運用では体験者の年齢や人間関係（親子や先生と生徒など）に制限があったことから大きな取組になりにくいところがあり、また、アマチュア無線体験局やARISS局は、通常のアマチュア局とは異なる開設の手続が必要であり、一般のアマチュア無線家の方には敷居が高いところもありましたが、今後は、例えば、クラブ局としてアマチュア局を運用しているところに、たまたま通りかかった方がアマチュア無線に関心をもたれた場合に、手続など必要なく誰にでも、

その場ですぐに、アマチュア無線の交信体験（体験運用）をしていただくことができるようになります。また、交信体験（体験運用）は、学童や放課後等デイサービス、ボーイスカウト、防災ボランティアなどの地域活動など、様々な活動と連携した取組にも期待が集まっているところです。

JARL会員の皆様のお力が必要です。体験者の多くの方は、はじめてのアマチュア無線の交信です。JARL会員の皆様にも、ワクワク・ドキドキの「はじめて」の交信があったのではないのでしょうか。まずは、体験者の方にアマチュア無線を楽しんでいただきましょう。また同時に、体験者の方に科学技術や無線技術に理解と関心を深めてもらい、アマチュア無線の操作の知識や技能が習得できるように、しっかりとサポートをお願いします。

なお、交信体験のルールを守ることは、交信体験に取り組まれるアマチュア無線家の方の責務となっております。



りますので、交信体験(体験運用)に取り組まれる前に、必ずルールをしっかりと御確認ください。

アマチュア局免許人は、近年減少の傾向であり、その年齢構成も、60歳以上の方が全体の6割、70歳以上の方が全体の4分の1となっております。アマチュア無線を聞いたこともない・知らないという方が、子ども・青少年の親世代にも多いことを知っておく必要があります。また、子ども・青少年を取り巻く状況や環境は、大きく変わっています。子ども・青少年の持つ興味・関心を第一とし、それぞれの個性を大切に、寛容に接する姿勢が大切です。教えこむ・叱るスタイルではなく、子ども・青少年の目線で、子ども・青少年の好奇心をかき立て・いっしょに考え・ともに楽しむといった工夫も必要と考えます。

JARL会員の皆様のお力により、アマチュア無線の交信体験の輪が大きく広がっていくことを願っております。〔資料2〕〔資料3〕

5. 教育活動や研究活動でのアマチュア無線の活用の明確化

教育や研究の場でアマチュア無線の活用が進むよう、アマチュア無線を教育・研究活動で活用できることを明確化しました。

教育や研究の場でIoTや無線技術を学ぶツールの一つとしてアマチュア無線を活用することができることを明確化することは、教育や研究の場でアマチュア無線の活用が進むとともに、アマチュア無線や電波を知る・学ぶ・始める機会を拡大することにつながります。

教育活動や研究活動によるアマチュア無線の使用は、一般に、例えば、①学校の授業中や課外活動(クラブ活動)等でアマチュア無線を利用した実演、実習、実験等を行うこと、②大学等の研究室等での各種の研究への利用などが考えられるとともに、③学校行事(運動会、学園祭)や研究活動時において連絡に使用することが考えられます。一方、学校や研究施設であるからといって、教育または研究活動に直接関わらない学校や研究

施設の運営(施設運営管理等)での連絡に使用することはできません(アマチュア業務には含まれません)。

また、教育活動や

研究活動を行う指導者等が、所属機関から給与の支払を受けていること、企業等から研究費を受けていることのみをもっては、金銭上の利益のために当該無線通信が行われているものとは考えておりません。しかし、当然ながら、教育活動や研究活動であっても、企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできないものとなっております、また、アマチュア無線の使用に当たっては、アマチュア無線に係る法令を遵守する必要があることに御留意ください。



6. 電波の強度に対する安全施設について

安全・安心な電波利用環境を確保する観点から、移動しないアマチュア局については、その無線設備(平均電力が20mW以下のものを除く。)から発射する電波の強度が、電波法施行規則別表第2号の3の3に定める値を超える場所に人が容易に出入りすることができないように施設されていることを書類等により確認することを明確化しました。

これまでも、免許申請手続においては、無線局事項書及び工事設計書の様式に従って、無線設備が電波法第3章に規定する条件に合致することを申請者が確認した上で工事設計書を作成・提出することとしております。すなわち、電波法施行規則第21条の4の安全施設については、電波法第3章に規定する条件に含まれるものであり、平均電力が20mWを超える移動しないアマチュア局については、申請者が申請時点等においてその適合性を確認することが原則です。

具体的には、人が通常出入りする場所のうち、送信空中線から最も近い点(例えば、敷地境界に塀や柵がある自宅に送信空中線を設置する場合であれば、その塀や柵と送信空中線との距離が最短となる点)における電波の強度を算出し、資料4の表1及び表2に示した基準値以下であることを確認することが申請者に求められています。なお、算出結果が基準値以下であれば、電波の強度を測定する必要はありません。

今回の制度改正では、この適合確認が行われていることを審査するために、書類等の提示を求めることを



表 1 電波の強度（6分間平均値）の基準値

周波数	電界強度の実効値 (V/m)	磁界強度の実効値 (A/m)	電力束密度の実効値 (mW/cm ²)
100kHzを超え3MHz以下	275	2.18f ⁻¹	
3MHzを超え30MHz以下	824f ⁻¹	2.18f ⁻¹	
30MHzを超え300MHz以下	27.5	0.0728	0.2
300MHzを超え1.5GHz以下	1.585f ^{1/2}	f ^{1/2} /237.8	f/1500
1.5GHzを超え300GHz以下	61.4	0.163	1

注：fは、MHzを単位とする周波数とする。
 (例)300MHzの場合は、f=300
 1.5GHzの場合は、f=1500

表 2 電波の強度（瞬間値）の基準値

周波数	電界強度の実効値 (V/m)	磁界強度の実効値 (A/m)	磁束密度の実効値 (T)
10kHzを超え10MHz以下	83	21	2.7×10 ⁻⁵

- 総務省ウェブサイト「電波防護のための基準への適合確認の手引き」
<https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/material/dwn/guidance.pdf>

明確化しました。人が通常出入りする場所における電波の強度が基準値以下であることを確認した書類（電波の強度の算出資料など）を申請書に添付してください。

電波の強度が基準値以下であることを確認する方法については、「電波防護のための基準への適合確認の手引き」を御確認ください。電波利用ホームページにおいて、詳細な情報や簡易的な適合確認プログラム（ツール）を掲載しております。〔資料4〕

▽（総務省）電波防護のための基準への適合確認の手引き
<https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/material/dwn/guidance.pdf>



次業務」の区分が決められております。

二次業務の無線局は、次の条件に従って開設することを条件に周波数の割当を受けることができることとされております。

- 周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無線局に有害な混信を生じさせてはならない。
- 周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

書類等の確認については、アマチュア局の無線設備が、一次業務の免許不要局と周波数を共用している2,425MHz帯及び5,750MHz帯を発射可能な場合は、

7. 二次業務の周波数の使用

アマチュア局における二次業務の周波数の使用にあたっては、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせることがないように、適切な措置を執ることができるものであることを、必要に応じて書類等により確認することとしました。

周波数割当計画において、国内分配（各周波数帯において、割当てを受けることができる無線局が行う無線業務）にあたり、無線業務には、「一次業務」又は「二

▲（総務省）電波利用ホームページ
<https://www.tele.soumu.go.jp/>

指定周波数	2 次業務の周波数	確認書の要否
136.75kHz	135.7kHzから137.8kHzまで	—
475.5kHz	472kHzから479kHzまで	—
1,910kHz	1,825kHzから1,875kHzまで	—
3,537.5kHz	3,575kHzから3,580kHzまで、及び3,662kHzから3,680kHzまで	—
1,280MHz	1,260MHzから1,300MHzまで	—
2,425MHz	2,400MHzから2,450MHzまで	必要
5,750MHz	5,650MHzから5,850MHzまで	必要
10.125GHz	10GHzから10.25GHzまで	—

〔ポイント〕

- 無線設備が2,425MHz帯及び5,750MHz帯を発射可能な場合は、確認書の提出が必要となります。電波利用ホームページに、確認書（例）を掲載しています。
- 今後、電波利用ホームページに、相当の機能を有する適合表示無線設備として「確認書の提出が不要な適合表示無線設備」を公表します（現時点で掲載されているものではありません。）。

申請に当たり「一次業務の無線局に有害な混信を生じさせることがないよう、適切な措置を執ることができるものであること」を確認できる書類を御提出ください。

この確認書については、電波利用ホームページに「二次業務の周波数の使用に当たっての確認書（例）」が掲載されていますので、御確認、御活用ください。〔資料5〕

8. 再免許申請期間の始期の見直し

再免許の申請期間が他の無線局と同様に「6 か月前から1 か月前まで」と始期が変更となります。再免許申請をしたことの失念や再免許申請後の変更申請などにより、結果として免許人及び総務省の双方において事務が煩雑化しており、申請手続の迅速化や行政の効率化のためにも必要なものですので、御理解と御協力をお願いいたします。本年9月25日から施行されます。

申請期間を過ぎると、再免許申請を受理することができません。思わぬトラブルで提出期限に間に合わない



いことがないよう、時間的な余裕を十分にとって申請してください。なお、電子申請をする場合には、IDとパスワードの発行に1週間程度要しておりますので、お早めにお申し込みください（土日や祝日を挟みますと時間がかかっております）。

9. その他の改正事項

その他、令和5年3月に施行された主な内容は次のとおりです。詳細は、必要に応じて電波利用ホームページ等に随時掲載していきますので、御確認ください。

- 養成課程の授業において同時受講型授業と随時受講型授業（eラーニング等）の組合せによる授業が可能となりました。
- 非常時や緊急時の通報及び人工衛星に開設するアマチュア局の送信する通報は、他人の依頼による通報を行うことができるようになりました。
- 申請者が過去に使用していたアマチュア局のコールサイン（呼出符号）の指定を希望する場合、過去に開設したアマチュア局の廃止の日または免許の有効期間満了の日から5年を経過していないときは、確認書類の提出が原則不要となりました。
- アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）の遠隔操作のうち、電波の送信の地点（設置場所または常置場所に限る。）と無線設備の操作を行う地点のいずれもが、免許人が所有または管理する一の構内（自宅地内やマンション等の自室内など）

であるものは、無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督が行われているものに限る、遠隔操作に含まないこととなりました。

- いわゆる記念局、人工衛星等のアマチュア局、レピーター局・アシスト局の審査基準を明確化、簡素合理化しました。
- 設置場所または常置場所と申請者の住所とが異なる場合について、必要に応じて開設同意書の提出など確認を行うことについて明確化しました。
- 審査基準の「ゲストオペレーターについて」は、電波法施行規則第5条の2の規定に基づく告示にまとめ、また、日本でアマチュア局を開設していない外国の資格者が個人局同様に社团局をゲストオペレーター運用することができることを明確化しました。
- 審査基準の「公衆網接続について」を整理して簡素化しました。改正前後で実質的な変更はございません。

10. お知らせ

①無線設備の変更の工事をする場合の届出について

新たに購入した適合表示無線設備の追加など、総務省令で定める軽微な事項に該当する無線設備の変更の工事をする場合は、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならず、また、法令に定められた形式上の要件に適合している「届出」が総合通信局等に到達する前に、新たに購入した適合表示無線設備などを運用することはできません。

なお、アマチュア局専用の「電子申請・届出システム Lite」では、申請履歴の状態欄が「到達」になれば、総合通信局等に届出が到達しています。

(参照)

- 電波法第9条第1項、同条第3項、第17条第1項、同条第3項・行政手続法第2条第7号、第37条

②免許手続及び免許状の電子化の取組について

総務省では、「再免許は原則電子申請」の取組をJARL様と協力して進めております。現在、アマチュア局の電子申請率は7割弱となっております(全体：

66.0%、開局：63.9%、再免許：66.7%、変更：73.4%)。多くの方が御利用されている、簡単・お得な「電子申請」を、ぜひ御利用くださ



▲(総務省) 電波利用 電子申請・届出システム Lite
<https://www.denpa.soumu.go.jp/public2/index.html>

い。アマチュア局専用で分かりやすい「電子申請・届出システム Lite」を御利用頂くことで、申請手数料が約30%お得、申請の処理状況が分かる、免許までの期間が短くなるなど、申請者の方にメリットもございます。再免許申請については、スマートフォンにも対応しています。

また、無線局免許状の電子化や無線従事者免許申請の電子化の取組については、次のとおりです。

•無線局免許状の電子化

令和7年1月に予定されている総合無線局監理システムの更改において、書面による免許状の交付を電子化(電子申請により手続を行った者が対象)し、デジタル免許状の交付を選択可能とする予定です。これにより申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図ってまいります。

•無線従事者免許申請の電子化

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に盛り込まれており、現在、導入に向けて作業を進めています。これにより申請者の方の利便性向上及び行政事務の効率化を図ってまいります。

③申請や届出の処理について

申請処理については、電波法令及び電波法関係審査基準により、また、標準処理期間を定めて行われており、総合通信局等において、迅速かつ適正な処理に努めております。本制度改正(9月施行予定の事項)等により、今後、特にライトユーザーの申請処理について一層の迅速化が図られるものと考えておりますが、引

き続き、迅速かつ適正な処理を行うよう努めてまいります。

総務大臣（総合通信局長等）は、「申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる（電波法第7条第6項）」こととされており、免許や許可をすべきかどうかを判断するため、必要と認められる資料等は、各々の判断で求めることとなりますので、資料の提出等を求められた場合には、御対応をよろしくお願いいたします。

11. JARL 会員の皆様へのお願いと期待

この度、大きな制度改正が行われますが、アマチュア無線を活用したワイヤレス人材育成の裾野拡大は、制度改正のみでなされるものではなく、制度がより円滑かつ効率的・効果的に運用されるには、すべてのアマチュア無線に関わる関係者の皆様の御協力が欠かせません。総務省としましては、JARL様をはじめとするアマチュア無線関係団体と連携させていただきながら周知広報に努めさせていただきますので、JARL会員の皆様にも、何とぞ周知広報や制度を活用した活動を連携して進めていただきますよう、お願いいたします。

また、アマチュア無線界の方々の自主的・積極的な仕組みづくりや取組、周知広報等が、これまで以上に重要なものとなって考えております。その活動等により、ワイヤレス人材育成の裾野拡大が図られるとともに、アマチュア無線の積極的な活用やその地位向上につながり、地域や社会全体に貢献することが期待されております。「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用に関する提言」におきましても、「ア

マチュア無線界が取り組むべき課題等」が取りまとめられており、その提言の中でも、制度面と自主的な取組を両方あわせてアマチュア無線を使いやすくし

ていくことが重要とされ、周知広報活動とともに、アマチュア無線界が様々な工夫を凝らした積極的な取組を行うことが期待されているとされております。

特に、アマチュア無線の交信体験制度（体験運用）については、法令を遵守するとともに、交信体験（体験運用）が円滑かつ効果的なものとなるよう、アマチュア無線界において、集合知としてマニュアルやツールなどをつくっていくことも必要と提言されております。

アマチュア無線が、再び、誰もが知る、なじみのある身近な存在となり、ワイヤレス人材育成の裾野拡大にとっても大事な柱の一つとなるよう、JARL会員の皆様のお力に期待しております。さらにアマチュア無線が発展をされることをお祈り申し上げます。

12. 次回の御紹介内容

今回は、今回御紹介できなかった、令和5年9月に施行予定の内容を御紹介させていただければと存じます。具体的には、無線従事者免許と無線局免許の同時申請、一括表示記号、適合表示無線設備の手続簡素化、アマチュア局特定附属装置、特例様式、いわゆるバンドプランなどとなりますが、随時、電波利用ホームページにおいても御紹介させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

—— 謝辞と今後の取り組みについて ——

令和5年3月に行われた「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る制度改正」につきまして、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課様に、本誌の今号と次号にわたり今回の制度改正の内容をご説明いただきます。

今回の改正にあたり、本記事中のご説明にもありますとおり、令和2年に開催された「デジタル変革時代の電波政策懇談会」の意見募集への、当連盟からの意見提出から「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線アドバイザーボード」の開催を経て、この度の制度改正には総務省様をはじめ、多くの関

係者の皆様のご協力により実現できたことに、この場をお借りしてお礼申し上げます。

当連盟としましては、今回の制度改正により体験運用や教育・研究活動でのアマチュア無線の活用の明確化などを積極的に周知するとともに、アマチュア無線界をあげて積極的に今回の制度改正を活用しワイヤレス人材育成が進むように努めて参ります。

一般社団法人日本アマチュア無線連盟
会長 JG1KTC 高尾 義則

